

薬生発0128第1号
令和4年1月28日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和4年政令第36号。以下「改正政令」という。）が令和4年1月28日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。（4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。）

(CAS No. : 104-15-4)

2 毒物として指定されていた次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) [(2-カルボキシラトフェニル)チオ] (エチル)水銀ナトリウム (別名チメロサル) 0.1%以下を含有する製剤。

(CAS No. : 54-64-8)

(2) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 1.5%以下を含有する製剤。（2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=

(Z) - (1RS, 3RS) - 3 - (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有する製剤を除く。)

(CAS No. : 79538-32-2)

3 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

1, 2-ジ (2 - {4 - [2 - (2 - メチルプロポキシ) カルボニル - 2 - シアノエテニル] フェニルチオ} エトキシ) エタン及びこれを含有する製剤。

(CAS No. : 2260706-63-4)

4 施行期日

令和4年2月1日から施行する。ただし、3については、公布日から施行する。

5 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和4年2月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和4年4月30日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和4年4月30日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。
- (3) 新たに毒物から除外し、劇物に指定した物について、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定による毒物の表示がなされているものについては、令和4年4月30日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。
- (4) 改正政令の施行日前にした新たに毒物から除外し、劇物に指定した物に係る違反については、改正前の罰則を適用する。

第2 その他

(1) 改正政令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料1-1 令和3年度第1回毒物劇物部会について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19538.html

(2) 第1の1に関する劇物への該当性については次のとおり。

- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸の水和物は、今回の劇物指定の対象外である。
- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸の塩は、今回の劇物指定の対象外である。
- ・ 4-メチルベンゼンスルホン酸の水和物を溶解させた場合、最終溶液中で4-メチルベンゼンスルホン酸としての濃度が5%を超えていれば今回の劇物指定の対象である。

(3) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）」に対して寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210300&Mode=1>

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十六の四 （略）</p> <p>十七 （略）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ 「（二）カルボキシラトフェニル」チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）○・一%以下を含有する製剤</p> <p>ホ （略）</p> <p>ヘ 七の二 十九 （略）</p> <p>十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート―一・五%以下</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 十六の四 （略）</p> <p>十七 水銀化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ オレイン酸水銀及びこれを含む製剤</p> <p>（新設）</p> <p>ニ 酸化水銀五%以下を含有する製剤</p> <p>ホ 七の二 十九 （略）</p> <p>十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下</p>

を含有するものを除く。
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 「二―カルボキシラトフェニル」チオ」(エチル

水銀ナトリウム(別名チメロサル)○・一%以下を含有する製剤

二十二の三 (略)

二十二の四・二十二の五 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 (略)

(109)(1) (略)

(108) (略)

(110) | 一・二―ジ (二―〔四―二―(二―メチルプロポキシ)

カルボニル―ニ―シアノエテニル〕フェニルチオ〕エトキシ
エタン及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(112) | (略)

(187) | (略)

を含有するものを除く。
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。

(新設)

二十二の二 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇%以下を含有するものを除く。

二十二の三・二十二の四 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(109)(1) (略)

(108) (略)

三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプターニ―エン―ニ―イル)―ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フ

エヒルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(186) | (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン
ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロー三・
三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 一・五
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 (略)

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有する
ものを除く。

百の九 (略)

百の十〜百の二十 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン
ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロー三・
三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 〇・五
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル)―
チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
(新設)

百の八 メチルホスホン酸ジメチル

百の九〜百の十九 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)